平成 17 年度決算検査報告の概要

ふるかわ はるゆき 決算委員会調査室 古川 晴之

はじめに

平成 17 年度決算は、平成 18 年 9 月 8 日、内閣から会計検査院に送付された。これを受けて会計検査院は、送付された決算計数の正確性及び会計経理の妥当性を検査判定し内容を確認するとともに、過去 1 年間にわたり実施した検査結果を決算検査報告としてまとめて、11 月 10 日に内閣へ提出した。内閣は、会計検査院によって確認された決算を、会計検査院から提出された決算検査報告と併せて、11 月 21 日に国会に提出した。

決算及び決算検査報告が、平成 15 年度に次いでこのように早期に提出されたことは、 予算の執行結果を審議し次の予算に反映させ、財政の民主的統制を実効あるものとす るために極めて重要なことであり、これは従来から参議院が内閣に強く要請していた ことである。

本稿では、平成17年度決算検査報告の概要を紹介する。

1.会計検査院の検査の特徴

会計検査院は、憲法上内閣に対して独立の地位を有する財政監督機関として、適正な会計経理が行われるよう常時、検査を行い、国の会計経理を監督し、その適正を期し是正を図るとともに、検査の結果により国の決算を確認する職責を負っている。

検査は主に、決算が予算執行の状況を正確に表示しているか(正確性)会計経理が 予算や法令等に従って適正に処理されているか(合規性)事務・事業が経済的、効率 的に行われているか(経済性・効率性)事業全体が初期の目的を達成し、また、効果 を上げているか(有効性)などの多角的な観点から行われる。また特に近年は、経済 性・効率性及び有効性の観点からの検査が重要であるといわれている。

検査の範囲は、広範多岐にわたる。国の毎月の収入支出、国の所有の現金及び物品並びに国有資産の受払のほか、国が資本金の 1/2 以上を出資している独立行政法人や国立大学法人、日本銀行、NHK等が毎年の検査対象となる。さらに、会計検査院は必要に応じ、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等の財政援助をしている会計や資本金の一部を出資している会計などの諸検査を通じて都道府県、市町村、各種法人等についても検査を行っている。平成 17 年の議員立法で会計検査院法が改正され、国若しくは国が資本金の 1/2 以上を出資している法人の工事や役務を請負う者や事務・業務の受託者又は国への物品の納入者の契約に関する会計についても検査を行えるようになった。

検査結果の記述内容

会計検査院は、検査で不適切な経理を発見した場合、単なる指摘にとどまらず、原因を究明し、その是正改善を促すため処置を要求するほか、法令、制度、行政に関して意見を表示し又は改善処置を要求することができる。報告は指摘内容により以下に分類整理され、通例会計検査院の所見が述べられている。なお、不当事項から特記事項までを通常「指摘事項」と呼んでいる。

不当事項	法令、予算に違反し	法令、政令、予算に違反し又は不経済、非効率な事態であ
1、1974		
	又は不当と認めた	って、事態の種類、程度等を総合的に勘案し不当事項とし
	事項	て国会に報告すべきと認められたものの記述
意見表示・	意見を表示し又は	A 違法不当な会計経理に関して、その是正や再発防止のた
処置要求事項	処置を要求した事	めの改善処置を要求したものの記述(検査院法 34 条)
	項	B 改善を要する法令、制度又は行政に関して意見の表示又
		は改善処置を要求したものの記述(検査院法 36 条)
処置済事項	会計検査院の指摘	会計検査院が検査の過程において意見表示又は処置要求を
	に基づき当局にお	必要とする事態として指摘したところ、その指摘を契機に
	いて改善の処置を	省庁又は団体が是正、改善の処置を執ったものの記述
	講じた事項	
特記事項	特に掲記を要する	事業効果、事業運営等の見地から広く問題を提起して事態
	と認めた事項	の進展を促すなどのため、問題提起として特に掲記を要す
		ると認められたものの記述
国会からの検	国会からの検査要	A 国会からの検査要請(国会法第 105 条要請)を受けて検
査要請事項・	請事項及び特定検	査を実施した事項の検査状況の記述
特定検査状況	査対象に関する検	B 国民の関心が極めて高い問題で、しかも個別検査結果で
	查状況	ある上記4事項に至らなかったものに関し、特に会計検
		査院の検査状況を明らかにするための記述

2. 平成 17 年度決算検査報告の概要

会計検査の基本方針

検査に先立ち、会計検査院では、内部の検査業務の基本的な統制を図る目的で、毎年会計検査を行う際の基本的な考え方を「基本方針」として定め、公表している。平成 17 年度決算等についての「18 年次会計検査の基本方針」では、重点分野を社会保障、公共事業、教育及び科学技術、防衛、農林水産業、経済協力、中小企業、環境保全、情報通信とし、近年一部の府省等において不当不正の事態が多発したことを踏まえ、従来にも増して特に基本的な会計経理について重点的に検査を行うとともに、契約の競争性・透明性にも留意することとした。また国会における審議状況にも常に留意し、国会との連携にも配意した検査を行うこととしている。

検査結果の大要

検査の結果、掲記された事項の総件数は、前年度より 87 件も多い 473 件となった。 一方、指摘金額ベースでは前年度の半分以下の 452 億 9,727 万円となっている。これ は、前年度決算報告では、特に国立大学の法人化移行に伴う承継財産についてのずさ んな会計処理や延長工事等を行った滑走路に係る国有財産台帳の不適切な価格改定な どに関する指摘が 500 億円余もあったことによる。(表 1 参照)

目立つ不当事項の指摘

今回の報告では、会計検査の基本方針で重点的な検査を行うとされた基本的な会計経理についての掲記が目立つ。徴収漏れや不適切な支払いなど不適正な予算執行に関わる不当事項の指摘は390件に達し、前年度より94件も増加している。指摘金額ベースでも141億円805万円となり、前年度より約43.5億円増加している。

圧倒的に指摘が多い厚生労働省

省庁別にみると、件数、金額とも圧倒的に厚生労働省(270 件 111 億円)の指摘が多く、これだけで検査報告の総ての指摘件数の57%を占める。また、厚生労働省の不当事項の指摘件数は226 件で全不当事項指摘件数の68%となり、指摘金額ベースでも厚生労働省の不当事項金額105億8,708万円は不当事項全体の75%を占めている。その他、指摘金額ベースで多額の不当事項の指摘を受けた順にみると、毎年多額の公共事業関係予算が配賦されている国土交通省(32 件 78 億円)が続き、首都高速道路株式会社(2件68億円)、文部科学省(4件43億円)、西日本高速道路株式会社(1件42億円)、農林水産省(25件25億円)の順となる。(表2参照)

初めて指摘された諸団体

今回初めて指摘を受けた諸団体は、日本銀行、預金保険機構、中部国際空港株式会社、放送大学学園である。日本銀行、預金保険機構については、前年度の検査報告でも多数指摘されていた、出張者が旅費支給額とは異なる割安航空賃の航空券を購入するなどして実際の支払金額と異なる過大な出張旅費を支給させていたものであり、依然同種の事態が改善されることなく行われていたことを示す結果となっている。

国会からの検査要請

参議院決算委員会の平成 15 年度決算審査において、9 項目にわたる検査要請がなされていたが、平成 16 年度決算検査報告に掲記された 2 件を除く残り 7 件が今回報告された。報告掲記された事項は、契約の競争性が低く、また、契約後の予定価格の算定の事後検証が不十分であったり、電子申請等関係システムの利用率が低調となっていたりなどする状況を報告した「各府省等におけるコンピュータシステムに関する事項」ほか、「政府開発援助」、「独立行政法人中小企業整備機構の実施する高度化事業」、「特

表 1 掲記事項の件数及び指摘金額

事項等		件数	対前年度比	指摘金額	対前年度比
不当事項		390件	+94件	141億 805万円	+43億5,548万円
意見表示または処置要求事項	34条	8件	+6件	135億8,028万円	+99億9,665万円
	34条及び36条	1件	+1件		
	36条	5件	+3件	1,610万円	-4,291万円
指摘により当局処置済み事項		41件	-18件	175億9,284万円	-626億6,961万円
特記事項		4件	-1件		
国会・内閣への随時報告		5件			
国会の検査要請		7件	+5件		
特定検査対象		14件	-6件		
総計		473件	+87件	452億9,727万円	-483億5,997万円

注 1 指摘金額とは、租税や社会保保健料金等の徴収不足額、工事や物品調達等に係る過大な支出額、補助金の過大 交付額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていなかった資産等の額などである。

(出所)「平成17年度決算検査報告」より作成

表 2 省庁・団体別の掲記件数及び指摘金額

省庁・団体名	件数	指摘金額
裁判所	1件	2,740万円
内閣府 (警察庁)	1件	9億1,286万円
内閣府(防衛庁)	13件	2億5,225万円
総務省	7件	1億1,142万円
財務省	2件	5億2,263万円
文部科学省	4件	43億8,691万円
厚生労働省	270件	111億 228万円
農林水産省	25件	25億1,465万円
経済産業省	15件	7億 482万円
国土交通省	32件	78億 8万円
環境省	1件	1億8,500万円
住宅金融公庫	1件	6,800万円
日本私立学校振興・共済事業団	2件	289万円
日本銀行	3件	3億8,097万円
商工組合中央金庫	1件	6,096万円
関西国際空港(株)	1件	4,828万円
預金保険機構	1件	631万円
日本郵政公社	35件	7億5,346万円
成田国際空港(株)	2件	2億1,667万円
独立行政法人情報通信研究機構	2件	6,172万円
独立行政法人国立美術館	1件	-
独立行政法人国立博物館	1件	2億 26万円
独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構	1件	2,780万円
自動車検査独立行政法人	1件	4,883万円
独立行政法人農畜産業振興機構	1件	1,127万円
独立行政法人日本貿易振興機構	1件	729万円
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1件	4,170万円
独立行政法人自動車事故対策機構	1件	9,117万円
独立行政法人労働者健康福祉機構	1件	-
独立行政法人中小企業基盤整備機構	1件	-
独立行政法人都市再生機構	1件	5,450万円
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	1件	9億1,556万円
東日本高速道路(株)	1件	2億5,070万円
首都高速道路(株)	2件	68億 338万円
中日本高速道路(株)	1件	12億2,685万円
西日本高速道路(株)	1件	42億5,825万円
阪神高速道路 (株)	1件	(注2)
本州四国連絡高速道路(株)	1件	1,467万円
日本放送協会	2件	1,995万円
中部国際空港(株)	1件	1億8,923万円
東日本電信電話(株)	2件	8,460万円
西日本電信電話(株)	2件	1億5,860万円
放送大学学園	1件	10億 774万円

注2 総計は、内容の分類に一部重複があるため必ずしも一致しない。

指摘金額は不当事項、意見表示・処置要求、処置済みの合計 阪神高速道路(株)は高速道路機構に承継された資産について同社が算定を誤っ たものであり指摘金額は同機構の金額に含められているため記載していない。 (出所)「平成17年度決算検査報告」より作成

別会計の状況」、「地方財政の状況」、「社会保障費支出の現状」、「中心市街地活性化プロジェクトの実施状況」の7件である。

なお、平成 16 年度の決算審査において参議院決算委員会から、「各府省が締結している随意契約の状況」、「政府開発援助の無償資金協力及び技術協力における契約入札手続等」、「NHKの不祥事、関連団体の多額の余剰金」、以上3件が新たに検査要請されている。

初めての随時報告

平成 17 年の会計検査院法改正により、会計検査院が国会及び内閣に対し随時に報告を行うことができるようになった。平成 18 年には、(a)土地改良負担金総合償還対策事業のために国庫補助金により造成された土地改良負担金対策資金について、資金規模を資金需要に対応したものに改めるよう農林水産大臣に対して改善の処理を要求したもの、(b)高速道路の建設事業に係る入札・契約制度の見直しの状況等、(c)成田国際空港株式会社における空港施設等の整備事業に係る入札・契約の実施状況等、(d)関西国際空港の経営において、長期有利子債務の確実な償還を図り、安定的な経営基盤を確立するため、経営改善に努めることが必要な事態、(e)財投機関における財政投融資改革後の財務状況と特殊法人等改革に伴う財務処理の状況、以上 5 件が随時報告として掲記されている。

3. 具体的指摘案件の概要

- (1)正確性、合規性の観点からの指摘
- (ア)都道府県労働局の不適正な会計経理

今回の報告で突出しているのは、都道府県労働局による不適正な会計経理であり、厚生労働省関係の業務執行の甘さが改めて指摘される形となっている。これは、広島・兵庫両労働局の不正経理の発覚を契機に、会計検査院が2年にわたって全国すべての都道府県労働局の会計経理を重点的に検査したものである。検査の結果、(a)消耗品等の物品購入等に当たり、未納入なのに納入されたこととして虚偽の関係書類を作成する等の不適正経理(27億円余)(b)競争入札の実施を偽装して契約を締結(6億円余)(c)「求人情報自己検索システム」の取得等に当たり、法令に違反して、複数年度の役務提供契約を締結し当該経費の全額支払い(23.5億円余)(d)庁費、謝金、旅費(カラ出張)超過勤務手当(カラ超勤)等の不正支出及び国庫金等の領得(3億円余)等(総額約60億円)が指摘されている。これは各労働局において、基本的な会計事務の諸手続等が遵守されていないのみならず、適正な会計経理の規律を確保する重要性の認識に欠けており、従前から違法又は不正な会計経理が慣行的に行われていたという極めて遺憾な実態が明らかとなったものである。

厚生労働省は、この深刻な事態を真摯に反省し、組織全体の綱紀粛正の徹底に努めることが改めて強く求められている。【厚生労働省】

(イ)科学研究補助金の使い方

科学研究費補助金につき、検査院が 35 研究機関、131 研究課題、交付額 91 億円余を検査したところ、9 研究機関に所属する 18 研究代表者の 18 研究課題、交付額 37.5 億円余について、(a)業者が保管している納品書等の控えの日付と研究機関が管理している納品書等の日付が 30 日を超えて乖離していたもの(11.5 億円余)(b)補助事業の期間外に納品されており補助対象とならない研究物品(2.1 億円余)があった。【文部科学省】

(ウ)その他の注目すべき指摘

- ・医療給付については、889の市町村等に対し171医療機関及び36薬局から診療報酬の不適正と認められる請求があったが、審査点検が十分でなかったこと等のため、21.1万件余、7.4億円余の支払いが適切でなく、これに対する国の負担額4億円余が不当と判断された。【厚生労働省】
- ・パートタイム労働者等を使用している事業主が届出を適正に行っていなかったため 健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収不足額が多額(27 億円余)に上っており、 また年金の支給を停止すべきであった受給権者に対して老齢厚生年金等が不適正に 支給されていた。【厚生労働省】
- ・格納庫や庁舎等の建設工事を対象とする現場技術業務に係る予算執行において、各対象工事に対応した歳出科目から支出すべきところ、誤った歳出科目から支出していた。(約1億円)【防衛施設庁】
- ・道路関係4団体の民営化に伴う資産の承継・評価において、承継資産の評価が過大 又は過小に算定されていたり、資産の承継先が適切でなかったりするなどしていた。 (約134億円)【独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株 式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会 社、阪神高速道路株式会社、九州四国連絡高速道路株式会社】

(2)経済性・効率性・有効性の観点からの指摘

(ア)農水省の過剰な補助事業予算(随時報告)

財団法人全国土地改良資金協会が行う土地改良負担金総合償還対策事業には、平成2年以降12年度までに計2,000億円の国庫補助金が交付され、また、その資金の運用益は約500億円に上っている。一方、これまでの土地改良区等への利子補給金、助成金交付額等の総額は約841億円であり、16年度末の資金残高は約1,658億円余に上り、必要と予想される資金も約330億円に留まることから、今後多額の余裕資金が継続して生じることが想定される。農林水産省は、資金需要に対応した対策資金を的確に把握し、その資金規模の縮小を図るなど、財政の健全化に向けた自発的な対応が求められている。【農林水産省】

(イ) 外国産米の保管費用の増大(特定検査)

ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意(平成5年)を受け、毎年度外国産米(ミニマム・アクセス米)を輸入しているが、需要が低迷し在庫は17年度末で181万トン、17年度の保管料は170億円に達している。また、今後も新たな国際間の農業合意が得られるまでは毎年度最低輸入量76.7万玄米トンを維持する必要があることから、今後も多額の保管料の負担が必要となり、食糧管理特別会計の損益の悪化が懸念される。

【農林水産省】

(ウ) 建設予定公営住宅の未建設

公営住宅促進緊急助成事業費補助金の交付等を受けて取得した公営住宅等用地(国庫補助金等 70億円)について、事業計画における建設開始予定時期を経過するなどしているにもかかわらず、公営住宅等が建設されないままとなっていた。(5 府県 15事業主体、21 団地分)【国土交通省】

(エ)関西国際空港の債務処理(随時報告)

関西国際空港㈱は、開港当初から約1兆円の長期有利子負債がある。支払利息の負担等の軽減のため、国は毎年度90億円の補給金を交付し、同社でも経営改善を進めている。しかし、(a)航空機発着回数等の実績は計画を下回り、(b)長期有利子債務は1兆円を超え、企業の債務返済能力を見る指標「負債/EBITDA倍率」(負債が営業活動から生じたキャッシュフローの何倍か)は25.5倍と高く、(c)有利子債務の減少額は政府の試算額を大きく下回っている。【関西国際空港株式会社】

(オ)その他の注目すべき指摘

- ・偽造クレジットカード解析システムの運用状況が著しく低調となっていたのにもかかわらず、運用継続の可否をも含めた抜本的な見直しを行わないまま、システムの運用を従来同様に続けていた。(9.1 億円余)【警察庁】
- ・学校給食用輸入牛肉を安定的に供給することなどを目的に実施されている学校給食用食肉流通・消費改善対策事業について、学校給食を取り巻く環境が変化しているのに事業の終了を含めた抜本的な見直しを行っていなかった。(1.6 億円余)【農林水産省】
- ・ほ場整備事業により整備された優良農地(国庫補助金相当額 12 億円)が遊休していたり、違反転用されていたりしていて、良好な状態で維持・保存がなされておらず、 有効利用がなされていない。【農林水産省】
- ・工事の設計が適切でなかったため橋りょう等の構造物に所要の安全度が確保されていないなど適正さを欠いた工事が多数指摘された。【関西・成田・中部各国際空港株式会社】
- ・総務省の地域イントラネット基盤施設整備事業等で整備した設備等が、市町村合併 により当初の目的どおりに使用されることなく遊休化しており、効率的な利活用が 図られていない。【総務省】

おわりに

毎年国会に提出される決算検査報告は、これまで内容の質、分量ともに充実が図られ、今回の報告も総頁数は 1,213 頁にも及ぶ大部なものとなっている。検査の基本方針には、国会の審議の状況に常に留意し、審査又は調査の必要性からなされる要請には十分留意する旨が明記されており、国会からの検査要請に対する検査及び報告が行われ、直近の決算検査報告にも多数掲記されるようになってきている。一層の財政健全化が求められる中、無駄遣いは許されず効率的でよりコンパクトな行政の実現が求められている。財政再建に当たっては国全体をあげての改革の取組が必要であり、そのためにも、国会と会計検査院との密接な連携を通じて、健全な財政民主主義の実現を図ることが重要となる。会計検査院には、今後とも実効性ある充実した会計検査を実施することが期待されている。